

姫路市観光振興事業会場費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市の観光施策推進に寄与すると認められる団体又は個人が実施するイベント等の事業を支援し、市の魅力発信及び観光振興を図ることを目的として予算の範囲内で交付する姫路市観光振興事業会場費補助金（以下「補助金」という。）について、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 姫路市の観光振興に寄与する法人その他の団体又は個人であること。
- (2) 次条に規定する観光振興事業に対する会計経理が明確であること。
- (3) 次条に規定する観光振興事業を完遂できる見込みがあること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる観光振興事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 市の観光振興を目的に実施されるイベント等の催物で、当該催物に係る事業計画が明確であり、その内容が次のアからサまでのいずれにも該当しないもの
 - ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの
 - イ 市の名誉を毀損し、若しくは信用を失墜させ、又はそのおそれのあるもの
 - ウ 特定の政治家若しくは政治団体又は宗教を援助し、若しくは助長し、又は圧迫し、若しくは干渉を加える目的を有するもの
 - エ 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与するもの

- オ 営利又は商業的な宣伝を目的とするもの
 - カ チャリティ活動を主たる目的とするもの
 - キ 事業の対象が、特定の人又は地域に限定されているもの
 - ク 市が実施する他の補助金等の交付を受ける事業
 - ケ 市の後援又は共催により施設使用料の減額を受ける事業
 - コ 市が財源を拠出している団体の補助金等の交付を受ける事業
 - サ その他の事業で、市長が第1条の趣旨に照らし不相当と認めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、観光振興に資する事業であると市長が特に認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 会場となる施設（市が設置する施設に限る。）の使用料（大手前公園以外の施設の場合は、附属設備使用料を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 大手前公園で補助対象事業を行うとき 補助対象経費の10割
- (2) その他の市の施設で補助対象事業を行うとき 補助対象経費の3割

(補助金の申請)

第6条 当該補助金を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として補助対象事業の実施日の1箇月前までに、観光振興事業会場費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 個人・団体概要（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、補助金の交付の可否

を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止するときは、補助事業変更・中止申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了後1箇月以内に補助事業実績報告書兼補助金交付請求書(様式第6号)及び収支決算書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱によるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の姫路市観光振興事業会場費補助金交付要綱第3条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった補助対象事業について適用し、同日前に申請のあった補助対象事業については、なお従前の例による。